

○各関係機関からの情報提供・共有

【大石堰土地改良区】

現在、上流域と下流域の受益地で48時間毎の番水を既に実施中。

【大井手土地改良区】

1～2割程度の自主節水を実施中。

成熟期の遅い品種は、お盆の頃までは最も水が必要で、それ以降であれば節水が実施されても、特に大きな問題はない。取水自体は、9月上旬（10日頃）まで行う。

【鳥取県】

昨年度と同様の渇水対応が可能なよう、既に渇水対策パッケージを準備済み。（別紙参照）

【工業用水】

自主節水10%を実施。

【水道用水】

現段階では取水に影響はないが、先々、取水困難にならないよう対策として、あらかじめ河川内で掘削によるみずみちを施工する可能性はある。

【袋川農水】

殿ダムからの放流により、取水に問題はない。成熟期の遅い品種は、お盆の頃までは最も水が必要で、それ以降であれば節水が実施でも特に問題はない。

○渇水調整に関してのご意見

【大井手土地改良区】

大規模農家が多く、水を必要とする期間が延びている。節水は厳しいが、他の利用者のことも考えるとやむを得ない。

【三洋製紙（株）】

工業用水の利用はぎりぎりであるため、節水が先延ばしになればありがたい。

【鳥取県企業局】

節水実施となっても特に問題はない。

みんなで取り組む渇水対策事業：事業概要

別紙

【事前対策】

令和7年の渇水を教訓として、市町村が主体となって、今後の渇水に備えた地域での話し合いを行い、「渇水対策計画（運用版）」の作成することで、地域が一体となった渇水時の体制整備や渇水に備えた資機材等調達につなげていく必要がある。「渇水対策計画（運用版）」を作成していく中で、作成手順や留意点などを整理した「渇水対策計画作成の手引き」を県で策定することで、全県的な取組へと加速していく。

ステージ1 連絡体制整備

二級河川やため池等において農業用取水施設の連絡体制を整備

ステージ2 渇水対策 計画作成

渇水対策計画（運用版）の作成

…県はR8年度に「渇水対策計画作成の手引き」を策定し、連絡体制等も盛り込んだ「渇水対策計画（運用版）」が整備されるよう支援する。

資機材等調達支援

…渇水発生に備えた資機材等（応急ポンプ、土のう袋等）の事前調達を支援する。
（国庫補助率1/2。上記「渇水対策計画（運用版）」を作成した場合、県は市町村負担と同額以下を補助（県負担:最大 1/4））

ステージ3 水利調整

農業用水の水利用調整を行う取組みを醸成し、将来的には地域一体となった水利用協議会等で調整を図っていく。

【事後対策】

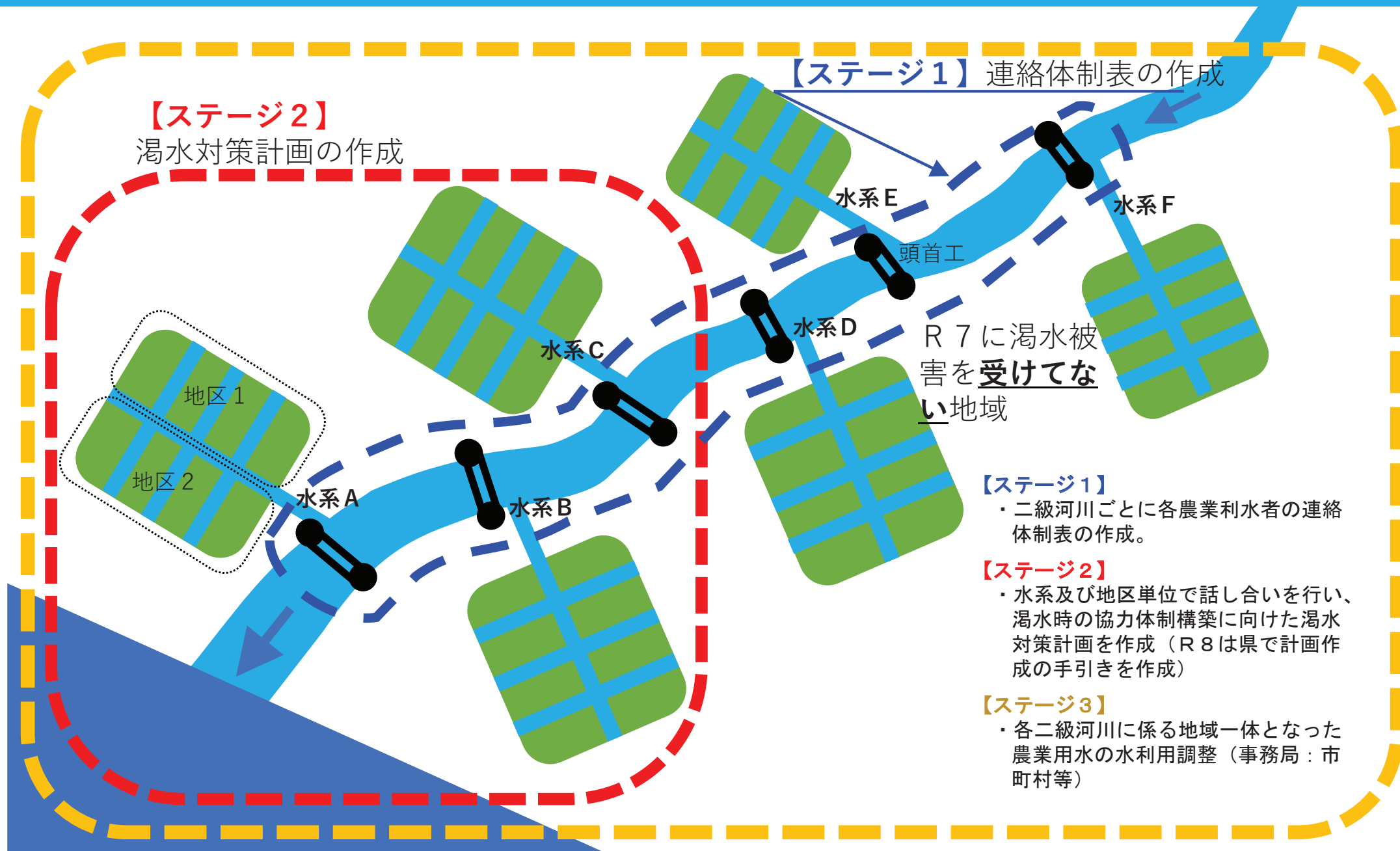
渇水発生時における農産物のかんばつ被害を最小限にとどめるため、応急的に実施する対策に要する経費（ポンプのリース・購入及び運転経費、土のう設置、導水のための土砂撤去、給水車の運転経費、井戸設置等）を支援する。

みんなで取り組む渇水対策事業：事業イメージ

【ステージ2】

渇水対策計画の作成

【ステージ1】 連絡体制表の作成



【ステージ1】

- ・二級河川ごとに各農業利水者の連絡体制表の作成。

【ステージ2】

- ・水系及び地区単位で話し合いを行い、渇水時の協力体制構築に向けた渇水対策計画を作成（R 8 は県で計画作成の手引きを作成）

【ステージ3】

- ・各二級河川に係る地域一体となった農業用水の水利用調整（事務局：市町村等）

【ステージ3】

渇水対策計画を横展開し、河川全体の協議・調整

広域的な地域での話し合いを推進

みんなで取り組む渇水対策事業：事業内容

【事業主体】

市町村

【補助率】

※**渇水対策計画（運用版）に基づき**調達するもの

国 1 / 2（水利施設管理強化事業） + **県は市町村負担と同額以下を補助（県負担：最大 1 / 4）**

国費	県費	市町村費		地元負担
50%	市町村と同額以下	負担の1/2 は特別交付税措置	一般財源	補助残

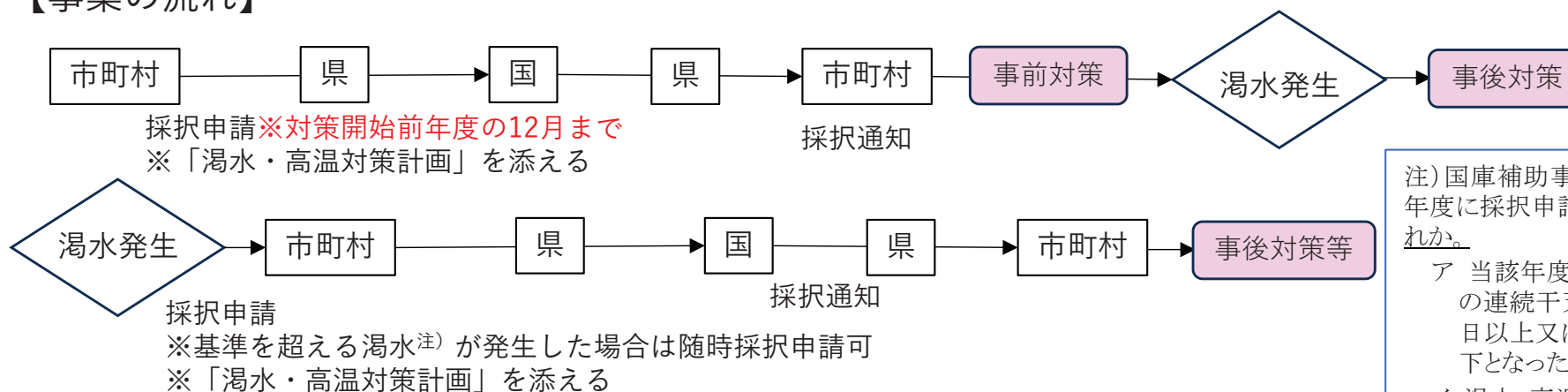
※上記以外

国 1 / 2（なお、水利施設管理強化事業で定められている「渇水・高温対策計画」の作成(P.8～9参照)もあわせ必要）

【支援対象】

2者以上で行う取り組み（各個人の取組を束ねて、地域の渇水対策として実施する場合は事業の対象となる）

【事業の流れ】



注) 国庫補助事業で応急対策が必要として当該年度に採択申請できる渇水の定義は以下のいずれか。

ア 当該年度における当該地域又は水源地域の連続干天日数(日雨量5mm 未満)が20日以上又は30日間の総雨量が100mm 以下となった場合

イ 渇水・高温に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、県が特に必要と認める場合

※補助金の手続き（割当内示～交付決定～実績報告）については通常の事業と同様

みんなで取り組む渇水対策事業:昨年からの変更点

地域の話し合いを踏まえた渇水への体制構築や取組としていくことを目的とし、事業制度を見直ししています。

事業名	渇水対策等緊急事業（R7）	みんなで取り組む渇水対策事業（R8～）
事業実施主体	市町村	市町村
対象者	2戸以上 市町村が認めるものは1戸でも可	2戸以上
補助率	県最大50%(市町村支援と同額以下)	国50%、県最大25%（市町村負担と同額以下） ※ <u>県補助は地域の話し合いを実施し、連絡体制整備等を盛り込んだ「渇水対策計画（運用版）」を作成する地域への支援に限る。</u> ※ <u>県は「渇水対策計画（運用版）」が円滑に作成できるよう、今年度「渇水対策計画作成の手引き」を作成。</u> ※国補助は水利施設管理強化事業を活用。
補助対象期間	R7.7.21～R7.9.30に実施した取組費用	渇水発生時及び渇水に備えた事前対策 ※ <u>事前対策に対する費用は前年度の12月までに申請</u> ※渇水発生時は採択申請後に実施した応急対策
提出内容	対策実施内容等	<u>渇水対策計画（運用版）：県補助を受ける場合</u> <u>高温・渇水対策計画</u>
補助対象	・ポンプ購入、リース ・ポンプ等の運転経費 ・河川掘削等用水確保の取組み	・ポンプ購入、リース ・ポンプ等の運転経費 ・河川掘削等用水確保の取組み ・<u>番水等に係る人件費</u> ・<u>渇水対策計画作成費、会議費、研修費</u> ・<u>土のう袋などの資機材の事前購入</u> ・<u>井戸の設置費用</u>